

東京都子供・子育て会議
全体会議（第23回）
議事録

日時 令和4年8月22日（月）14時00分～16時06分

場所 東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 検討事項
 - 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の進捗状況及び評価について
 - 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて
- 4 報告事項
 - 子供の意見を聴く取組について
- 5 閉 会

出席委員

山本会長、河邊副会長、湯澤副会長、青木委員、東委員、安部委員、
岩崎委員、内野委員、尾崎委員、小野委員、城所委員、久芳委員、今野委員、
志村委員、高橋委員、成川委員、貫名委員、二葉委員、松原委員、村田委員、
師岡委員、八木委員、矢島委員、吉田委員
大串専門委員、片岡専門委員、川上専門委員

配付資料

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 東京都子供・子育て会議委員名簿 |
| 資料2 | 東京都子供・子育て会議行政側名簿 |
| 資料3 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧（令和3年度末） |
| 資料4 | 評価指標に係るグラフデータ |
| 資料5 | 「東京の子供と子育てをめぐる状況」図表一覧、掲載図表、追加図表案 |
| 資料6 | 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間見直しの方針について |
| 資料7 | 子供の居場所インタビューの実施について |

委員提出資料

- （参考1） 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間評価のための評価指標・アウトカム

- (参考2) 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧（令和3年度末）
- (参考3) 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の事業の概要と実績（令和3年度末）

開 会

午後 2 時 0 0 分

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 2 3 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、事前に御送付いたしておりますお手元の配付資料の確認をお願いいたします。資料 1 枚目の次第に配付資料の一覧を記載しております。資料は 1 から 7 までと委員提出資料が 2 種類、参考 1 から参考 3 までの資料を御用意しております。

この会議は公開となっております。傍聴の方や報道関係者もいらっしゃるほか、配付資料、議事録につきましては、後日ホームページで公開することを申し添えます。

今回の会議はオンラインで参加される委員がいらっしゃいます。ご発言の際以外は、マイクは常にオフとしていただくようお願いいたします。ご発言を希望される場合には、会場の方はこのマイクボタンを押していただきまして、マイクが光った表示になったことを確認の上、ご発言をお願いいたします。発言が終わりましたらマイクをオフにしていだければと思います。また、オンラインの方もアプリ上の発言ボタンで挙手をしていただきまして、順番に指名されましたらご発言いただきますようお願いいたします。発言が終わりましたら、挙手ボタンにつきましては忘れずにオフにしていだければ大変助かります。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の出欠状況でございますけれども、1 名御欠席の御連絡をいただいております。山下文一委員が御欠席でございます。現在、まだ葛飾区の鈴木雄祐委員がお見えになっていないと伺っております。青木克徳委員につきましては、本日公務のため 3 時ぐらいに退席をされると伺っておりますので申し添えます。

本日、29 名中現時点で 27 名の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは、この後の議事進行は山本会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本会長 皆さん、こんにちは。今年度第 2 回の子供・子育て会議を始めます。

今日もたくさんの議題がございますし、今回は前回と違ひましてハイブリッドでの開催になりますので、議事進行がますますおぼつかないかという気もしますが、一生懸命やりますので、どうかお助けいただきまして、会議の進行に御協力いただけたらと思います。

では、議事を始めます。検討事項の 1 つ目となります東京都子供・子育て支援総合計画（第 2 期）の進捗状況と評価につきまして、事務局からお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、ご説明させていただきます。資料は資料3と資料4の説明をさせていただきます。

資料の説明に先立ちまして、検討事項の1つ目、東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の進捗状況及び評価ということについて改めてご説明をさせていただきます。本計画につきましては、計画期間が令和2年度から6年度までの5か年となっておりますが、毎年度事業の進捗状況や事業効果等を評価するために事務局にて実績等を取りまとめ、本会議において御審議をいただくことになっております。本計画の進捗状況の評価手法でございますけれども、事業実績、アウトプットに基づく評価とアウトカムによる評価の2つを導入することとしておりまして、どのような評価指標が適切であるかということにつきましては、前期において御審議をいただき、都の組織である子供・子育て施策推進部会に諮り決定をしているところでございます。本日は資料3と4に基づき、その指標に基づく進捗状況についてご報告をさしあげたいと考えております。

それでは、資料3を御覧ください。計画において目標を掲げている取組の進捗状況一覧、これをまとめたものでございまして、先ほどのアウトプットに基づく評価に当たります。表頭、一番右の列の上段が令和3年度の実績の速報値になっておりまして、下段が決算見込額となっております。

この資料につきましては、単年度の実績を記載しておりますけれども、参考資料2といたしまして、過去5年間、平成28年度以降の実績の経年比較を整理しておりますので、こちらも併せて御参考ください。

また、参考資料3として、目標設定をしていない事業も含めて子供・子育て支援総合計画に記載してあります全事業の実績をまとめた一覧もでございます。この場での説明は省略いたしますけれども、そういった資料もおつけしておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

それでは、時間の関係もございまして、資料3の中から幾つか主に過去の会議等でご質問であったりご意見のあった項目をピックアップいたしまして、ご説明をさせていただきます。

1ページの事業No. 6、最初に載っている事業ですけれども、「とうきょうママパパ応援事業」についてですが、これは全ての子育て家庭に対して、妊娠期から行政の専門職が関わり、出産、子育てに関する不安を軽減し、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行う区市町村の取組を支援するものでございます。令和3年度末時点で58区市町村が実施をしております。

同じページの事業No. 51「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）の充実」につきましては、身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流する場を提供するものでございますが、42区市町村で実施されています。

次の段のNo. 56「利用者支援事業」につきましては、保護者等が保育所等の地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や指導・助言を行うものですが、

5 4 区市町村で実施をされております。

続きまして、3 ページを御覧ください。事業 No. 71 「保育サービスの拡充」でございます。待機児童の解消や都民の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業など、サービスを組み合わせた供給体制の整備を推進しております。第2期計画では令和4年4月時点で平成31年の4月比4万2000人増を目標としております。現状を申し上げますと、右に書いてありますとおり保育サービスの利用児童数が令和4年4月時点で32万3879人、31年の4月と比較いたしますと1万4703人増という実績になっております。

続きまして、5 ページを御覧ください。事業 No. 171、学童クラブに関する事項でございます。放課後に子供たちが安全で健やかに過ごせる居場所である学童クラブの整備を推進するものでございます。第2期計画の目標値は令和6年5月時点で令和元年の5月比の1万6000人増としております。現在把握している数値といたしまして、令和3年5月時点での登録児童数が11万9640人、令和元年5月と比較いたしますと9,296人増となっております。

続きまして、資料4を御覧ください。今度は先ほどご説明いたしましたアウトカムで全73指標を設定しておりますけれども、こちらにつきまして、最新の統計を反映しグラフ化したものとなっております。これも膨大でございますので、ここでは昨年度と比べまして変化が見られる指標についてご説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページを御覧ください。左下の4番「母親学級・両親学級の受講率について」でございますけれども、令和2年度の実績が26.0%と大きく落ち込んでおります。新型コロナウイルスの感染拡大により開催できない時期があったことなどが影響したと思われる。

続きまして、12ページの指標11番を御覧ください。左上に「待機児童の解消」とございます。令和4年4月1日の保育所等待機児童数が300人前後と、前年度と比べまして669人減少をしております。

続いて、14ページを御覧ください。指標17でございます。「小・中学生の学力の向上」について、全国学力・学習状況調査が2年ぶりに実施されました。表の見方が難しいのですが、「令和3年度」というところが小学校の表の中ほどにございます。左から順に「A（知識）」「B（活用）」とありまして、ちょっと飛んで31、令和3とあるのですが、こちらに国語と算数でそれぞれ令和3年度の実績が書かれています。

令和3年度につきましては、小学生の国語、算数、次のページに同じつくりで中学生が書かれていますけれども、中学生の国語、数学ともに、全国平均を上回る状態を維持しております。ここは「全国」というところと比べましてプラス3.1とか3.8という数字が書いてあるのですが、これが全国との比較の数字になっております。

続きまして、16ページの18番を御覧ください。今度は「小・中学生の体力・運動

能力の向上」の部分についてですけれども、小学校5年生、中学校2年生の男女とも前回よりも体力の合計点平均が減少しております、体力・運動能力の低下が懸念される状況となっております。

指標に関するデータの説明については以上でございます。

関連いたしまして、事前に岩崎委員と二葉委員からご意見を頂戴しておりますので、そちらについても併せて御紹介をさせていただきたいと思っております。資料7の次に各委員から御提出いただきました資料をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと存じます。最初に岩崎委員から頂戴したもので、次に2枚つづりで二葉委員から頂戴したものをお配りしております。

内容について簡単に御紹介をさせていただきます。まず、岩崎委員からいただきました意見でございますけれども、保育の質の確保・向上、保育士の定着についてということでご意見をいただきました。保育の質と人材の確保が今後は必要であって、そのためには賃金ですとか労働時間、労働環境の改善が重要ではないかというご意見をいただいております。そのためには状況把握が必要であること、そして、そういったことを踏まえて施策の強化につなげていくことが重要ではないかというご意見を頂戴いたしました。

続きまして、二葉委員から頂戴したご意見でございます。大きく2ついただいております、1点目が子育てひろばに関するご意見でございます。子育ての孤立化が進んでいるので、子育てひろばの重要性はより高まってくるだろうというご意見を頂戴しております。このため、子育てひろばを都民に周知していくことや、子育てひろばの質の向上、充実につながる施策が必要ではないかといったご意見を頂戴しております。そして、もう一点が認定こども園の充実についてご意見、ご質問をいただいております。幼稚園、保育園から認定こども園の移行状況について、都では現状をどのように考えているのかというご質問をいただいております。また、保育士については、質の向上とともに処遇の改善が重要な施策となっているけれども、先ほどの保育士の人材確保・育成と同様に、幼保連携型の認定こども園の保育教諭の状況についても同様に処遇の改善等が必要ではないかということでご意見をいただいております。

いただきましたご意見の紹介につきましては以上でございます。

事務局からのご説明は以上です。よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

資料3と4ということで、少し量が多いことになっておりますけれども、適宜資料を見ながら確認をしていただければと思います。

では、これから先は委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思います。この後ご質問が出ると思っておりますので、質問につきましては、適宜事務局から回答できる場所につきましては、順次回答させていただきます。先ほどの岩崎委員と二葉委員からの提出資料に関して、また、それ以外の質問については、この時間の最後でまとめて回答できなかった

ところと併せてご回答いただきたいと思います。

では、内容についてコメントやご質問のある方については、まず挙手をお願いいたします。対面の方は手を挙げていただいて、マイクをオンにさせていただき、ご発言をしていただければと思います。いかがでしょうか。今の進捗状況ということで、アウトプットに関すること、アウトカムに関すること、指標の説明のなかった部分でも結構です。気になられたところがあるとか、具体的にもう少し説明が聞きたいというところも含めてご質問やコメントを頂戴したいと思います。オンラインの方は挙手のマークを挙げてください。いかがですか。

城所委員、お願いします。

○城所委員 城所です。

目標を掲げている取組の進捗状況なのですが、例えば51番であったり48番、99番が基本的には認可保育所等の実績でいろいろと報告をしているところなのですが、本当にコロナ禍の中では利用している子供たちの人数が激減している状況です。また、その事業の基準というものがあまして、細かい話なのですが、利用している時間、例えば延長保育であれば6時31分を過ぎていないとカウントしないと。ですから、1時間延長、2時間延長保育を実施していても結果は利用実績なしということで、こういう数値の中ではゼロという評価になってしまう部分があると思いますので、そこは今の基準であればやむを得ないと思っているのですが、ぜひ丁寧に中身を把握した上で実績を把握していただきたいというお願いです。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そうしますと、具体的に感触といいますか、意見としては、データに載らない部分の実態があるということで、実際には延長保育1～2時間程度のものはあるので、現場としては大変だということですね。

○城所委員 やっていますよと。

○山本会長 実際にやっていますよと。データとしては載っていないところもあるけれどもというところを御理解いただきたいというところで、この基準の見直しというか、カウントの仕方についてここで何かすることはできないわけなのですが、実態は御理解いただきたいというところで、対応できる施策があればまた考えていきたいと思えます。ありがとうございました。

久芳委員、お願いします。

○久芳委員 監査のところが資料4の12ページにありまして、文書指摘は大分減ってきているという指標が出ていたのですが、これは直接進捗には関係ないと思いますが、カレントなトピックなのでお話しさせていただきますと、今、かなりコロナがはやっていて、ですけれども休園ができない状況で、私どもの保育園でも職員が3分の1ぐらいかかってしまっているような保育園も出てきておりまして、それでも休園をするなど自治

体に言われるのです。私どもは系列の園が多いもので、ほかの園から保育士さんを連れてきてくださいと言われるのですが、ほかの園から保育士さんをそういったコロナが蔓延している園に連れてくると、ほかの系列の園の保育士もかかる可能性が高くて、ほかの園も全部蔓延する可能性が出てくるのです。

こういう話をしても何としてでも開けろというお話で、そういった中で、実を言うと去年の監査が始まっているのですけれども、コロナの影響、体調が悪かったとか、いろいろな影響がありますが、そんな中でもパートさんの時間が足りないとか、人が少ないとか、コロナなので仕方がないではないですかと言ったら、お金を戻せ、補助金を戻せとか、指摘にするという話が出てきているのです。これははっきり言って、摘発するという形なのです。摘発するということではないのだけれども、そういうところを見て、何とか欠点を少しでも見つけてそれでやってやろうという形なのですが、本当に現場のことを御存じなくて、現場はそんな状況で、どうにもならない。それを監査の指摘にするということはあまりにも理不尽です。

特に東京都のこの会議で私が申し上げたいのは、そういった傾向があるのが東京都の自治体さんなのです。東京都自身ではなくて東京都の自治体さんで、埼玉とか千葉とか神奈川の保育園、県とか自治体さんは、比較的その辺の御理解はあるのです。ですから、これでは我々はどうしたらいいのだというところもございまして、今の話からはずれのかもしれませんが、本当に今、コロナがはやっていますので、ぜひともそこら辺を何とかお願いできないのかと。お願いというか、当たり前の話だと思っておるのですけれども、そういう状況でございまして。

- 山本会長 きっかけとしては、12ページの13番にある「指導監査指摘数」というところですね。これが今は上がっているというけれども、実際にはコロナの影響を受けて、保育士の確保も非常に難しい中で精いっぱいやっているところをついてこられているという現実をお伝えいただいたところだと思います。本当に現場では大変なことだと思いますが、保育所の使命としては開けてほしいというか、児童福祉施設ですので、開けるというところはあると思うのですが、その状況をうまく理解していただきながらやってほしいというところかと思えます。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

青木委員からオンラインの手が挙がったようですので、お願いします。

- 青木委員 大変各区に対する厳しいお話をいただきましたけれども、私たちもコロナの問題だけではなくて、様々な課題について保育所の皆さんからもいろいろな意見をいただいていますし、保護者の皆さんからもたくさん意見をいただいているわけです。今、あったような話は極端な話だと思いますけれども、我々としては保育士さんとも保育園とも保護者とも連携しながらご意見を聴いて、その中で適切な保育を進めるように努力をしていきたいと思っております。特に都内のという御指摘をいただいておりますので、そのことは十分肝に銘じた上で、前回のときにいただいたお話も、区に戻って担当の部

署にその話をさせていただきました。いかに意見交換をしてよりよい保育を実現するかが大きな課題ですので、それはぜひやっていきたいと思えます。そして、また具体的な提言をいただいて、それを踏まえて対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

それはそういうことをお願いしたいと思うのですが、ついでに1つだけご質問というかあれなのですけれども、29ページに、育児休業がこの間ずっと課題になっていまして、育児休業の取得率、これを見ますと、平成27年から見れば5倍ぐらいまで増えているのですけれども、これはそういう傾向がずっと続いているのでしょうか。ぜひお聞きしたいと思います。

○山本会長 ありがとうございます。

前段については区としての考え方ということで、区長さんとしてのお立場からのご意見をいただいたと思えます。貴重なご意見ですので、また今後も連携に努めるということで考えていきたいと思えます。

後段の29ページの63番の育児休業の指標についてということでご質問がありましたけれども、青木区長、ずっとというのは、ここに出ている27年以降の期間以外、この前のところも見てお聞きしたいということでしょうか。

○青木委員 将来に向けてそういう傾向があるのだとすればですね。

○山本会長 将来に向けての予測ということですね。

○青木委員 ここで既に3年まで出ていますからね。そういったことだろうと思えますけれども、これは非常に大事なことだと思っています。我々も区の中でもそういったことを進めていますので、ぜひこれは前向きに進めていけたら全体の突破にもなるのではないかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

育児休業の取得傾向、今後の見通しをどのように捉えているのかということかと思えますけれども、どうでしょうか。ここは何かありますか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 事務局でございます。

本日育児休業につきまして所管している部署が欠席をさせていただいておりますので、今後の見込みについて都としてどのように考えているかということについては、申し訳ありませんけれども、ご回答できないというところです。見込みを持ち合わせているかどうかも含め、後日確認をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。

今日のご回答についてはまた後日確認をした上でということでも承りたいと思えますが、急に指して申し訳ないのですが、矢島委員がこの件についてはご専門かと思えますので、もし何か動向として言えることがありましたら手短にお伝えいただければと思うのですが、いかがですか。

○矢島委員 ありがとうございます。

この4月から企業における育児休業制度の個別周知の義務化がスタートして、10月からは男性の出産休暇ですね。育休とは別に取得可能な出産直後の休業の枠組みも導入されます。来年4月からは大企業については育児休業の取得率の公表の義務化も加わりますが、企業も積極的に対応していますので、そういう意味では男性の育児休業取得率は今後さらに上がっていく見込みかと思えます。

○山本会長 突然ですみません。でも、具体的な方向性についてまとめていただきまして、ありがとうございました。

安部委員から手が挙がりましたので、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。3点質問があります。

1点目なのですが、資料4の7ページから10ページあたりに「行政による相談窓口を知っている（利用したことがある）人の割合の増加」のグラフが出ているかと思うのですが、このグラフの選択肢の中に参考資料3の178番「子供の権利擁護専門相談事業」、これについての選択肢がないのはなぜなのかと思ひまして、こちらにも相談件数が具体的な数値として上がってきていると思うのですが、これを入れなくていいのかというのが1点目の質問です。

2点目なのですが、同じく資料4の項目番号の23です。18ページに「都内公立高等学校の長期欠席者の割合の減少」というものがあるかと思ひます。今、都立高校等で非常に先生方が頑張っていて長期欠席者を少なくする方向でいろいろな支援をされていることは存じているのですが、これと関連して、参考資料には157、158が載っているかと思ひます。これに関して、都内は私立の中学校、高校も非常に多いと思うのですが、公立の高校のデータだけでよいのか、私立は入れなくてよいのかというのが2点目の質問です。

3点目は、学童保育に関してです。学童に関しては、資料4の20ページに「学童クラブの支援に満足している家庭の割合」ということでグラフが出ているかと思ひます。このコロナ禍で現場が頑張っているもののうちの一つが学童保育であり、現場の先生方には本当に頭が下がるなと思ひているところです。これと関連して、参考資料の中に学童の項目があったのですが、175に「放課後居場所緊急対策事業」ということで、公民館等の既存の社会資源等を活用することで緊急的に措置をしているというものが出ていると思うのですが、これに関して何か課題はないのかというのを伺ひたいかと思ひます。つまり、本来だったら子供が遊ぶ、あるいは生活する場ではない公民館等を緊急で利用していると思うので、これに関しての現在の課題があるようでしたら教えていただきたいと思ひました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

3ついただきました。1つ目が子供の権利擁護専門相談事業を質問に入れなくていいのかということ、2つ目には長期欠席のデータが公立だけになっているので私立は把握

しなくていいのか、もしくはできないのかなどの実情をお聞かせいただきたいということ、3つ目に学童保育の175番に書かれている内容として、公民館の緊急利用についての課題をどう認識しているのかというご質問かと思imasので、事務局で回答可能であればお願いします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 まず、こちらの指標の全般的なところからご説明をさせていただきます。現在ご報告させていただいておりますものが、前期の子供・子育て会議でこの指標が適当ではないかということでご意見をいただいで決定したものにに基づきご報告をさしあげております。前回の会議の全体のスケジュールのときにも申し上げたのですけれども、中間の見直しを行いました後、この指標については適宜見直しを行っていきたいと考えておりますので、ぜひ入れたほうがいいのではないかとご意見があれば、今後の見直しの際の参考にさせていただきたいと思っております。現時点ではそのように考えているところです。よろしくお願ひいたします。

○山本会長 分かりました。

2つ目と3つ目については後の時間で回答していただく形でよろしいですか。まとめた形で少しお時間を取ったほうがいいですか。

どうぞ。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 ご質問をありがとうございます。家庭支援課長の吉川と申します。

3点目の学童クラブにつきましては、先ほどご案内をさせていただいたとおり3,000人前後で待機児童が推移しているところでございます。学童クラブでなくとも区市町村でこういった地域資源、児童館ですとか既存の資源を活用して、ランドセルをしょったまま活用できる、子供が行って放課後生活できる居場所を確保していくために、こういった事業も補完的に実施していただけるように、これは国のほうの事業になるのですけれども、東京都も支援しているところです。背景としては、平成27年度に国のほうの待機児童の対象を3年生までとしていたものを小学校6年生まで引き上げたということで、比較的高学年のお子さんが学童に通いづらいということもありまして、こういった児童館などをうまく活用して支援をしているところなのですが、なかなか条件も厳しいものですので、東京都として今年度からこの事業に限らず学童クラブでなくても子供のいろいろな放課後の居場所を確保できるように支援を行っているところでございます。こういったことも活用しながら、学童の待機児童を解消しつつ放課後の居場所を確保していくように区市町村を支援していきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○山本会長 では、安部委員からお願いします。

○安部委員 1点質問なのですけれども、学童クラブではなくても子供の放課後を支援するというのをサポートするという話なのですが、それは有資格者がいないという状態で

すか。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 緊急事業については、専門員を配置することになっております。

○安部委員 都がやっているものは。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 東京都のメニューに関しては、特段定めはなく、区市町村でいろいろな放課後の居場所を確保していただくように支援していきますので、特段基準を設けたりしているわけではございません。

○安部委員 ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

では、2番のことについてはまた後ほど回答をいただこうと思います。

事務局、手を挙げられましたね。2番の回答ですか。お願いします。

○上坂生活文化スポーツ局私学部私学行政課長 生活文化スポーツ局私学部の私学行政課長、上坂と申します。

こちらは資料の位置づけとして報告対象にするかどうかは一旦別の話なのですが、私立学校の所管としても全く同じ問題行動調査というものを行っておりまして、同じ切り口での調査結果は持っておりますので、掲載することは可能だと思います。ただ、これが目標と照らして大本でどういった形で把握してきたのかが、そこで必要となればということになると思いますが、そちらはこちらの計画の担当の方から別途いただければと思います。

○山本会長 データはあると。

○上坂生活文化スポーツ局私学部私学行政課長 データはあります。

○山本会長 でも、それをここに載せるかどうか。

○上坂生活文化スポーツ局私学部私学行政課長 そこは別途検討が必要なところなのかと思えます。

○山本会長 それはなぜ別途ですか。

○上坂生活文化スポーツ局私学部私学行政課長 この位置づけ、目標と照らしてこの結果が出ていると思えますので、これをぱっと見ただけでそもそもどういった目標でどういった形で出しているものか、今、一瞬で把握できておりませんので、まずはデータがあるなしについてお答えをしたところです。

○山本会長 データがあるのであれば載せていただいたほうがいいのではないかとは思いますが。今回の計画の目標としては、子供のよりよい育ちを確保するために現状どうなっているかを知りたいというのが目的なので、私立学校に行っている人がどうなのかというのも併せて見ておいて何か問題はあるかと思うのですが、いかがでしょう。今後また指標を見直すときに入れていただければ、もし次回でもあるのであれば知りたいという委員はいらっしゃると思えますので、お願いします。

内野委員、どうぞ。

○内野委員 私立幼稚園の内野でございます。

幼稚園の場合は9割以上が私立でございますので、公立のデータがむしろ例外的なものになってしまう可能性はあるのですけれども、この場合、もともとの目標設定するときの位置づけの仕方が、都外生が多くいる可能性のある例えば私立中学校であるとかというところ、高校は置いておいて、それを位置づけとしてもともと対象とするような設定であったか。

○山本会長 多分そういう話はあったと思います。

○内野委員 もともとの中間の目標をつくっていくときに、そういう読み込みがなかったと記憶しているので、そうすると、そこで結果のところだけに、評価のところだけにそのデータが加わってしまうと、整合性がなくなってしまう可能性があるかと。今後の課題としてというほうがよろしいかと思うのです。

○山本会長 課題というよりも今後事業を検討するときの項目の参考にするという位置づけかと思います。そういう意味で、確かに都外から通っている子供たちが私立中学、高校も含めて多いと思いますので、丸ごとそのまま時系列みたいな形で比較することは無理だと思いますけれども、実際にその中でも都民の子供たちもいるわけですから、そこも含めて参考としてということだと思います。ですから、ここの表の横に載せてくださいと言っている意味ではないです。安部委員もそうですね。

○安部委員 そうです。無理やり別に入れろと言っているわけではなくて、東京都民の子供たちが通っているわけですので、そのデータはどこに反映されるのかというのを伺いたかったのです。

以上です。

○山本会長 掲載するのが不相当であればもちろん掲載する必要はないのですが、ご意見があったということは、私も含めてどうなっているのかというのは知りたいところですので、お出しいただけるのであれば出していただきたいというところでは。

○内野委員 ただ、その場合にはこのデータの取扱いについて、こういう状況の子供たちのデータであるということのただし書が必要なのかとも思いますので、単純に並行して置いてしまうと誤解を招く可能性がひょっとしたらあるかもしれない。

○山本会長 データとしてあるのであれば見せていただいて、事業の評価のときの参考にしたいというところでは。内野委員、十分分かっておりますので、ありがとうございます。

では、オンラインで挙手がありましたので、矢島委員、お願いいたします。

○矢島委員 ありがとうございます。

令和2年度と令和3年度のインターネット調査について、もしかしらご説明はあったかもしれないのですけれども、調査対象者の属性はほぼ同じと理解しているのでしょうか。若干不思議な感じがするところがあって、例えば1ページの「子供家庭支援センター」について、令和2年度調査では「制度等について全く知らなかった」が20.7%

河邊副会長、お願いします。

○河邊副会長 矢島委員のご指摘の関連なのですけれども、前回の資料でもこの制度そのものを「知らなかった」という率がすごく高くて、それが全然減らない。どんな手を打っていらっしゃるのかお聞かせいただけたらと思います。先週ちょうどフィンランドのネウボラを利用している方にインタビュー調査をする機会があったのですけれども、日本の子育て支援のどこがまずいかと聞いたら、ワンストップではないところと。フィンランドはとにかくそこに行けば何でも情報が得られる、ネウボラに行けば大丈夫というその制度そのものがないので、日本では子育てしにくいからフィンランドから帰らないというお話だったのです。どんな手を打って認知度を上げようとしているのか、制度そのものに問題があると思われているのか、お聞かせいただけませんか。

○山本会長 ありがとうございます。

湯澤副会長からも挙がっているのですが、同じ内容であれば重ねて質問をお願いします。

○湯澤副会長 この資料4に関してなのですけれども、この調査の結果を読む際にどう解釈するかというのは、御指摘のようにすごく重要な点になってきますので、一つは母集団、何人の人が回答したものなのかとかということ、このインターネット調査の実施概要のようなものを1枚つけていただく必要があるかと思いました。よく見てみると、例えば児童相談所などの問いについても未就学のところと学齢期の両方に出てきているのですけれども、例えばこの利用状況（妊娠期）（未就学児）とか（就学児）ですね。その意味も未就学の子供がいる人に回答していただいたものなのかどうかとか、その辺りも理解した上で読み込んだほうがいいのかと思いましたので、調査の設計についてもまた。

○山本会長 ありがとうございます。

後で事務局からインターネット調査の属性や実施の概要について、簡単にあればお答えいただくこととして、その前に、河邊委員からもありましたけれども、東京都の子供家庭支援センターやその他の子育て支援に関わるような様々な事業をやっていますが、なかなか周知が広がらないという現状から、現在東京都ではどのように考えてやろうとしていらっしゃるのかとか、その考え方についてお聞きしたいということがございましたので、事務局からご回答をお願いします。

○吉川福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課長の吉川です。

子供家庭支援センターの周知についてのご質問をありがとうございました。未就学児については保健センターなどにつながる、妊娠届も出す関係上、母子保健部門が多くなるというのは御指摘のとおりだと思います。現在の子供家庭支援センターでも、例えば特定妊婦になったり支援が必要だとなった場合に子供家庭支援センターにつながれて、そこで相談、虐待の相談ですとか育児不安の相談だとかを連携しながらやっていくという現状はあるかと思えます。

ただ、子供家庭支援センターは何かあってから、相談があってから動くという体制がこれまでと違いますか、一般的なところだったのですが、東京都としてはそうではなくて、妊娠したときから母子保健と連携しながら子供家庭支援センターもしっかり寄り添いながら支援ができるように、昨年度から子供家庭支援センターに専門チームを置いて、4自治体なのですけれども、今、モデル事業として予防的支援モデル事業に取り組んでいるところでございます。ですから、これから令和6年度、国の児童福祉法も改正され、6年度から施行があるこども家庭センターというものが創設される予定になりますけれども、その創設に向けて、児童相談部門でもしっかり妊娠期、出生届があってから母子保健と連携しながら、妊婦さんもしくは特定妊婦になる前から関わってしっかり支援できるような体制を、区市町村を支援していけるように東京都としても支援を検討していきたいと考えているところでございます。

○山本会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今後の方向に向けてという考え方も計画に反映させながら、少し周知も広げていきたいと思えます。実際、子供家庭支援センターは、お話があったように何かあった子供が入り口になっているのは確かかと思えますので、もう少し広げていくことで周知を図りたいと思えます。

また、この調査の読み方については、属性の説明も含めますけれども、今後私たちのほうでも、また、現場でも確認をしていきながら、なぜ下がったのかとか、なぜ増えたのかということを丁寧に読み取っていきたいと思っております。様々なご経験を含めてコメントをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、まだもう少しだけ時間がありますので、この評価につきましてご質問がありましたら、どうぞ。

では、お二人、手が挙がりましたので、吉田委員、松原委員の順番でお願いいたします。

あちらが先でしたか。それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 譲っていただいてすみません。東京都の国公立幼稚園・こども園長会です。

資料4の27ページに、下の段の55で目標4「保育所等における医療的ケアを行う看護師数、保育士数の増加」という表があるのですけれども、昨年、医療的ケア児の支援法が施行されまして、今後この需要は増えていくのではないかと考えています。例えば公立幼稚園では現在は看護師さんが配置されていません。でも、法令が施行されましたので、今後はそれに沿ってケア児を受け入れていくという形がどんどん増えていくと思うのです。例えば参考資料3のこの指標を見たときに、20ページ一番上に「医療的ケア児への支援」というものが☆で入ってきているのですけれども、これの実績評価として見ていいのでしょうか、区市数で出ています。ただ、区市で見た場合には今後はあまり変わっていかないのかと。園数とかそういうもので見ていったときにはすごく変わっていくと思うので、法令が2021年に施行されたことを受けて、これの評価を今

後区市数ではなく園数でみていく必要があるのではないかと思います、どのように考えていくのかというのがあれば教えていただきたいと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

医療的ケア児の考え方ということですね。ご回答はいただけますか。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 お世話になります。保育支援課の大村と申します。

ご指摘のとおり法律が施行されていまして、自治体でもしっかりと対策を取っていくことが求められるようになりました。徐々に体制が整うようになりまして、各自治体でも取組をされる園の数は増えてきているところであります。私たちとしましても実態をよく把握しながら、より多くの保育の必要な医療的ケア児を受け入れてその場で保育を提供できるようにしっかり支援していきたいと思っております。ご質問をありがとうございました。

○山本会長 医療的ケア児については法律も整備されつつありますし、実際の現場でもいろいろ研修なども進められておりますので、今後は拡大していくというか、対応が広がっていく方向にあると思いますので、またご意見をいただければと思います。ありがとうございました。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

僕からは3点ありまして、まず資料4の2ページに両親学級のデータが載っていたかと思うのですが、コロナの影響で大幅に減ったということですが、今、活用方法としては例えばオンラインがあったりとか、そういういろいろなウェブ媒体を使ったりみたいな手法もあったりする中で、この26%がその数字が反映されたものなのか、もしくはそういう数字が入っていない中の26%なのかというところがもし分ければ教えていただきたいと思いました。それが1点目です。

2点目が、先ほど育休の話もありましたけれども、29ページの63ですね。取得率につきましては、男性についてこの間国のほうも、もちろん単純に比較はできませんが、それと比べたら東京都は進んでいるのかというところで評価はできるのではないかと思います、ここではデータとして載っていませんけれども、もしこれも把握していたらデータとして出していただきたいのは、その日数ですね。取得日数がどれぐらいなのかというところを、これからは男性の取得率が増えれば増えるほどそっちの重要性のほうが高まってくると思いますので、もしそっちのデータがあれば出していただいたほうがいいのかと思っています。2点目です。

最後、3点目が25ページの49あたり、ひとり親の件ですね。ひとり親自体、割合として年々増えている傾向にあるかと思いますので、その中でも父子家庭に対してのケアをどうしているのかというところが今後より大事になってくるかと思っています。自

分自身もひとり親、父子家庭なのですけれども、僕自身もどういう情報を拾えばいいのか、情報だけではなくてどういうつながりを持ちたいのかということも含めて声にならない声があるはずなので、そこをいかに拾っていくかが大事かと思っています。ただ、平成24と平成29にやって、恐らく今年度かな。次の調査が載ってくる段階だと思うのですけれども、父子家庭の調査件数があまりにも低過ぎるので、このデータがどれぐらい有意性を持つのが僕も分からないところなので、それほど行政が恐らくそのように調べようと思っても、あまり表に出てこないような状況にあるのかと思っています。その埋もれた声をいかに拾い上げていくのかという意味では、そこら辺の手当てをどうしていくのか。行政として東京都でやっていることとして例えばどういった内容があるのかということところが、もしお聞きできれば伺いたいと思っています。

参考として、参考資料3の44ページですね。ここら辺にひとり親の施策が書かれていますけれども、例えばその中で198番の「ひとり親家庭向けポータルサイトの運用」というところで、2年度に開設、昨年度に運用となっていますが、例えばそれにどれぐらいアクセスしたのかどうかとか、そういうデータも載せていただけると、実際にどれぐらいの人に届いているかが一つ見えてくるかと思えます。コロナ禍もあって、大分ひとり親で仕事面だとかいろいろなかなりプレッシャーも背負っている方が多いと見受けておりますので、そこら辺は丁寧な施策を実行していくことが大事かと思えました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

3点いただきましたけれども、1つ目に両親学級の開催の割合が低下したけれども、ここはオンライン開催の分も入った上で低下しているのかということの確認です。それから、育児休業の取得率は高くなっているけれども、その取得日数の把握はしているのか、日数の把握ということについてのご質問。3つ目に父子家庭に対する対応、ケアということであるとして、198番のような事業でのアクセス数が実際にどのくらいなのかとか、父子家庭はどうしても埋もれてしまいますので、ひとり親の中でまとめられてしまおう、これはもう何十年も前からの課題でもありますので、東京都としてできることとして具体的にどういう方向でということだと思えます。

お願いいたします。

○青山福祉保健局少子社会対策部事業連携担当課長 少子社会対策部事業連携担当課長の青山と申します。

1点目の両親学級の受講率の減で、オンラインのところを含んでいるかという点でございます。ご質問をありがとうございます。申し訳ございません。ただいま手元で確認できるものはございません。また確認しておきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○山本会長 今、いただいたところで、手元にないということなので、また分かり次第お

願いたします。ありがとうございました。

それでは、松原委員ですね。願いたします。

- 松原委員 先ほど来から岩崎委員、吉田委員からも出てございますけれども、育児休業制度、この利用者の関係ですが、これは先ほど国の率も出ているというお話がありますけれども、東京都と比較して東京都は高いのだということが少し分かればいいのかと思います。ただ、地方自治体、また、大企業については取得率が高いですので、そういった部分が東京に集中していると、それは特徴的にあるのかとも思います。先ほど始まる前に村田委員ともお話しさせていただいたのですけれども、中小企業がなかなか取得できないということなのです。この中小企業はなぜ難しいのかというのは、後ほどできれば村田委員からもお話しいただければと思うのですけれども、2人、3人、4人、10人という中で、ここを何らかの対応をしていかないとこの取得率は一定のところまで止まってしまうのかと思いますので、今後何か施策、制度も踏まえて考えていければいいかと思います。

もう一点、先ほどから出ていますファミサポとかそういった部分の周知徹底ということでは「学童クラブ事業」の中に児童館等整備補助金がありますが、これは学童だけ対象ではないわけなのです。児童だけではないと思うのです。そこは幼児も入ってきて、お母さん、お父さんも入ってきて、児童館を利用している人が結構多いです。その中で周知徹底などはできる。狛江でもやっているわけですが、児童館、児童センターなどの整備補助金がここで出てきて、整備率は出ていますが、もうちょっといろいろな制度、施策がありますので、そことつなげていって、施設がないいろいろな事業が動かないですね。そういった部分も踏まえて、入れ方だと思うのですけれども、これから検討していったらいいかと思います。

以上でございます。

- 山本会長 主にご質問というよりもご意見ということでよろしいですね。育児休業の取得、特に中小企業で進めていく必要があるのではないかとこのところ、難しいところではあるけれども、東京は大企業が多いので高くなっているが、実際は中小企業で取れなくて困っている方もいらっしゃるということも目を向けていくべきだというご意見。それから、児童館の利用者は幼児の方もいるし、学童だけではないので、そこでの整備補助金などをもう少し活用しながら事業拡大をしていきたいということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、ご紹介がありましたので、村田委員に簡単にお話しいただいて、川上委員がオンラインでずっと手を挙げていらっしゃるの、その後、川上委員に回したいと思います。ありがとうございます。よろしく願いたします。

- 村田委員 ありがとうございます。東京商工会議所の村田と申します。

毎年夏から秋にかけて、東京都に対して雇用・労働に関する就業に関する要望を提出しております、この8月3日に、つい先日ですけれども、要望書を提出したわけ

なのですが、その中で女性の活躍推進の一つでこの子供・子育てに関する要望も内容として盛り込んでおります。その中で働くパパ育休取得応援事業という事業によって、従業員が育児休業を取得してその後復帰した際に企業に奨励金を交付するという制度なのですけれども、こちらはどんどん進めたいという要望を出しているのですが、それに加えて取得を推進するために中小企業としては属人的な業務によらない業務の平準化が非常に必要になってきて、それに対するコンサルティング支援ですとか、代替要員の確保に向けたマッチング支援等の要望を東京都に対して出しております。この辺が充実していかないと、中小企業としては特に男性の育児休業取得がなかなか進んでいかないとということになると思いますので、その辺り、要望は提出しておりますので、いま一度御確認いただいて、ぜひ積極的な取組をお願いしたいと思います。

○山本会長 今、大事な中小企業での育児休業取得の方策、方向についての要望を出されている、それがヒントに多分なっていくしますので、新しく計画に盛り込むことができれば、今後見直しのところで検討させていただければと思います。ありがとうございました。

では、川上委員、ずっとお待ちいただきました。よろしくお願いたします。

○川上専門委員 私からは大きく3点お話ししたいのですけれども、先ほど来、フィンランドのネウボラですとワンストップサービスがうまくいっているのに、日本は役所がいまだにこれができていないから日本に帰りたくないというご意見が出るというのは、よく分かるのです。いまだに役所の関係、子供関係だけで見ても、保健所と例えば保育園に入りたければ保育課に行かなくてはいけなくて、障害がある子でしたら福祉課に行かなくてはいけなくて、本当に一人のお子さんについて何か相談をしようと思ったら役所内をぐるぐる回っても結局たらい回しにされて結論が出ないことも多々あるというようなことを、私は小児科のクリニックをやりながら親御さんたちと話しているとよく聞きます。ネウボラということ国も言って旗を振って始めたのであれば、役所全体、東京都から始まってあるいは市区町村まで、ワンストップサービスということをもう少し役所内で御検討いただいて、本当に保健所に行けば大体子供のことは相談ができるし、書類もそこで出せるよと。今、DXということをいろいろ言われますけれども、結局書類は役所まで持っていかなくてはいけなくて、ワンストップでやるということのもっと奥にある意味を考えて役所としては動いてほしいというのが1点。

それから、保育園、学童関係では、最近では東京都の認証保育室とかいわゆる未認可保育園ですね。ここにすごく空きが出ています。というのは、待機児童問題が出てから認可保育園あるいは認可のこども園をたくさんつくってくれました。そちらにはたくさん補助金も行って、ほぼそちらに流れてしまったために、昔から地域に根差してやっているような認証保育室や未認可保育室にほとんど子供が集まらなくなっています。ただ、その集まらなくて潰れていけばいいというのはちょっと違うかと思うのは、今、働いている親だけが保育園を利用すべきなのかといったときに、少子化が進んで子育て

に苦勞しているようなときに、一時預かりで子供を預ける人がたくさんいるのです。でも、一時預かりを利用する人は、その一時預かり保育室は毎回違うところを使っています。子供にとってみれば安心して預けられる場になっていないという点を考えると、ある程度働いていない親御さんでも預けられるようなシステムに移行していくことも考えてもいいのではないかと。

そもそもの認可保育園をたくさんつくったときから私が思っていたのは、育休を取得して保護者が補助金をもらうのに、1年たったところで保育園に入園したいという希望を出さないと、そこで育児休業給付金でしたか、あれが打ち切られるから取りあえず出して、できるだけ落とされたいという人も相当数います。これが今は2歳までお金が出る関係上、会社さえ2歳まで育休を認めてくれると、その人たちは毎度その節目ごとに申請は出すけれども落とされたいということをしているので、保育園に入れたい子たちの実態と数値が合っていないかというのは今の認証保育室等の空きにつながっているのではないかということで、これをいかに子育て支援に使うかも考えていっていいと思うのです。

それと、保育園や学童保育の預かり時間がどんどん長くなっている現状が、育休取得をおっしゃっている一方で、育休が明けて復職すると、いきなり残業の嵐です。保育園の園医をしていると、本当に放っておくとどんどん保育時間が遅くまでに延びて、保育園では夕飯を出すようなものがサービスだと、よりよい保育園だと間違えた考えを持っている保育園も出てきてしまって、保育園で昼御飯も夕御飯も食べて帰るという状態です。これをもって保育園や学童が拡充されていることと評価をしているのかという評価の基準です。子供目線に立ったときにそれが本当にいいことなのかというのも考えないといけないのではないかという点がありまして、できれば次に評価するときには、保育時間の長さ、育休を取っても復職後に残業ばかりしていたのでは子供にとっては何もいいことはないです。この点も検討課題ではないかというのがあります。

それと、資料の23の長期欠席理由というところに、半数以上の子がただ「不登校」としか書かれていない長期欠席なのですけれども、この中に最近話題のヤングケアラーが相当数いるのではないかと思います。このヤングケアラーの問題に関しても、今まではもちろん話題になったのはごく最近ですから、この統計に入ってきていないと思いますけれども、不登校をただ「不登校」としてくくってしまわないで、子供たちは家庭内の問題を聞いてもなかなか言ってくれません。お母さんの体調が悪いと学校に行けないのだなどということの子供は口にしません。ですから、もうちょっと丁寧に子供たちが学校に来られない理由も拾い上げていって、そういった子供たちにどうやって学習の権利というか、学習するチャンスを担保するのかということも検討課題になるのではないかと思います、私の意見です。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山本会長 ありがとうございました。

大事な点としては、先ほどもありましたワンストップの方向に今後の計画の中で見直

しをもう少し打ち出せばいいのではないかということや、保育に関しての例えば認証、認可、認可外の使い方、一時預かりの活用、また、育児休業明けの保育の在り方などについても評価のところで今後見直していったり、新しい事業があるのかというご意見かと思えます。最後に、長期欠席の中にはヤングケアラーの子もいるだろうというところでのヤングケアラーの視点を評価に入れていってはどうかというご意見だったと思えます。この辺につきましても、この後2つ目の今日の検討事項の中間見直しのところでも幾つか触れられていくところがありますので、そちらと併せまして、またありましたら2つ目のところで追加で意見をいただければと思えます。

時間が押しておりますので、次のテーマに入らせていただいてもよろしいでしょうか。本日の2つ目の検討事項になります東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直しに進めさせていただきたいと思えます。

では、事務局から説明をお願いします。

- 小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、検討事項2の中間の見直しのご説明をさせていただきます。資料につきましては、まず資料5、資料6の2つを使いたいと思っております。

まずは資料5を御覧ください。「（第2期）第2章 東京の子供と子育てをめぐる状況」と書いてあります。これは現行の計画におきまして、子供と子育てをめぐる状況についてデータ等を掲載して現状を把握している部分になります。本日お示ししておりますこの資料5につきましては、この第2章の見直し案と申しますか、そういった案をお示しするものになっております。

資料5のつくりですけれども、まず資料の1ページから5ページまでずっとタイトルが書いてありますが、これは掲載したらどうかと思っております図表の一覧になっております。それ以降に各図表を最新の状況に反映したものを載せております。この資料の1ページから5ページのところが、現行の構成にのっとしてどこにどの図表が載っているかをお示ししているのですけれども、例えば2ページの「（5）子育て家庭の状況」の図表27の下に「新規」とありますが、こういった新規の図表につきましては、今回の見直しに当たりまして新たに付け加えたらどうかと考えまして、お示しするものとなっております。

では、全ての図表につきまして現状をご説明しておりますとすごい量になりますので、この新規で付け加えたらどうかと思っております図表等を中心にご説明をさせていただきたいと思えます。具体的には内閣府の調査をもとに、新型コロナウイルスの感染拡大による子供や子育て家庭の影響を示す資料ですとか、あるいはヤングケアラーの実態に関する資料を追加したいと考えております。

6ページを御覧ください。こちらはコロナ禍における収入の変化についてというものになっております。コロナ禍における収入の変化につきましては、収入が「減った」と答えている家庭が3割以上で、特に所得の中央値の2分の1を下回る家庭、いわゆる貧

困家庭と言われておりますけれども、そちらにおいては5割近くの家庭で収入が「減った」と答えている状況になっております。

続きまして、今度は7ページ、支出の変化の状況でございますけれども、支出につきましては「増えた」と答える家庭が4割以上になっております。貧困家庭では6割超が「増えた」と答えております。

さらに8ページの資料につきましては、今度はひとり親世帯を全体と比較したのになっておりまして、6割近くのひとり親家庭の支出が増えていると答えております。

続きまして、9ページを御覧ください。今度は家事・育児時間への影響についてです。家事・育児時間につきましては、男性ともに「増加」が多かったという状況でございます。若干女性のほうが「増加」の割合が多い状況となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。今度は学齢期の子供たちへの影響でございます。子供たちの学習の状況と心の状況に関する調査項目を取り上げております。10ページの学習の状況につきましては、学校の授業が分からないと覚えることが「増えた」と答える子供が2割強、貧困家庭では3割強と高くなっております。

続きまして、11ページ、心の状況についてですけれども、コロナ禍でイライラや不安を感じたり、気分が沈むと感じる子供は3割弱となっております。こちらにつきましては、家庭の収入状況による差異は見られておりません。

続きまして、12ページ、ヤングケアラーに関する実態として、厚生労働省の調査を基に図表を掲載しております。家族の中に世話をしている人が「いる」と答えている子供の割合として、中学2年生で5.7%、高校生で4.1%となっております。

次の13ページ、家族の中に世話をしている人がいる子供のうち、相談したことがないという割合についてですけれども、6割強となっております。

ここまですがまず掲載しておりますデータの中身についての説明です。この資料5の後ろのほうはデータの更新版でございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、資料6についてもご説明をさせていただきます。資料6の「『東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）』中間見直しの方針について」という資料をお手元に御用意いただければと思います。こちらの資料につきましては、今度この中間の見直しをするに当たりまして、その論点として不足がないかどうか、全体の構成についても本日はまずご意見をいただきたいということで、見直しの方針案をお示しするものとなっております。

1ページに記載のとおり「見直しの視点」として大きく5つの視点を挙げてございます。今回は新規計画の改定、策定ではなくて、第2期計画の中間の見直しであることから、体系自体が大きく変わるものではありませんけれども、既に策定から2年がたつということで、その後の状況を踏まえてこういった視点から見直しをしたらどうかということで考えているものでございます。

第1に、令和2年の3月の第2期計画策定時以降に、東京都におきましてもここに記

載しております「未来の東京」戦略の策定や各法令に基づく行政計画の改定がございました。こういった内容をまずきちんと反映をさせていきたいと考えているものでございます。

2点目に、先ほどのデータのところでもご説明いたしましたが、保育所の待機児童の減少ですとか、また、国の整備計画等も踏まえまして、保育に関する数値目標を見直す必要があるというものでございます。

3点目に、これも先ほどご説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の長期化による東京の子供や子育て家庭への影響を反映するため、統計資料を追加したり、新規の事業の追加、既存事業の充実等を反映させていく必要があると考えております。

4点目に、東京都子ども基本条例の施行を踏まえまして、子供への意見聴取の取組として出前授業や子供の居場所インタビュー調査、子供向けパブリックコメントなどを実施するというものでございます。

最後に、児童福祉法が改正されております。また、子ども家庭庁設置法なども制定されておりますので、こうした動向を注視しまして、内容を見直していく必要があると考えております。

まず、全体的な視点としては以上を考えているところです。

続きまして、2ページ以降は、これらの視点を基に計画の各章にどのような追加・修正があるのかというところを挙げたものになっております。2ページの「計画の策定に当たって」というところから御覧ください。冒頭の章におきましては、令和元年12月に策定いたしました「未来の東京」戦略ビジョンを掲載しておりますけれども、この間、新たな `version up 2022` 等が策定されましたので、内容を更新していくというものが追加・修正点に書かれております。

次の第1章の「計画の目指すもの」におきましては、目標4のところの「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」にヤングケアラーの記載がございませんでしたので、それを追加したらどうかと考えております。その下に「(4) 子供の意見を聴く取組」というところがありまして、どのように意見を聴いたのかということに記載しておりますので、そこに子供の居場所インタビュー調査と出前授業の概要を内容に追記をしたいと考えております。

3ページを御覧ください。第2章の「東京の子供と家庭をめぐる状況」、先ほど体系をお示したところでもございますけれども、こちらに「子供の状況」という項目を追加いたしまして、ここの中に子供の居場所インタビュー調査による子供たちの様々な意見を集約した結果を掲載したいと思っております。

2のところの(7)で「ヤングケアラーの実態に関する調査結果を追加」とありますけれども、これについては新たに追加するほか、先ほど資料5の案でご説明したとおり、図表の追加や更新を行っていききたいと思っております。

続きまして、4ページ、第3章の「子供・子育て支援施策の具体的な展開」でござい

ます。こちらは目標ごとに施策の体系をまとめている部分になりますけれども、ここの目標1の「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」では、児童福祉法改正によるこども家庭センターの設置への対応ですとか、地域福祉支援計画の内容を踏まえまして、相談者の属性や世代によらず幅広く相談を受け止める相談窓口の設置など、地域における包括的な支援体制の整備について言及したいと考えております。

目標3の「子供の成長段階に応じた支援の充実」に関しましては、中高生等の思春期特有の健康上の悩みについての支援、こども基本条例を踏まえまして子供の権利の普及啓発について言及するほか、地域福祉支援計画等を踏まえまして、「放課後の居場所づくり」を「子供の居場所づくり」に項目名を修正し、子供食堂の推進ですとか居場所の創設に言及したいと考えているところです。

目標4の「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では「ヤングケアラーへの支援」に関する項目を新たに追加いたします。

最後に、次の5ページの目標5のところでございますけれども、「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」では、男女平等参画推進総合計画の改正を踏まえまして、男性の家事育児参画に関する取組を更新するほか、子供の年齢や発達に応じた効果的な事故防止策の検討などについても追加をしていきたいと考えております。

第4章以降につきましては、記載のとおりで考えております。

それぞれの個々の取組についてどのようなことを書いていくのかという詳細につきましては、また次回以降の検討事項となりますけれども、まずは大きな項目につきまして過不足がないかどうかですとか、そういったことについて本日は特にご意見をいただければと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本会長 ありがとうございます。

お手元にあるかと思えますけれども、総合計画の第2章で掲げております「東京の子供と家庭をめぐる状況」についてのデータのアップデート、そして、コロナ禍を含め社会状況が変わりましたので、関係するデータを追加していくという形で、今、資料5の説明をいただきまして、それを踏まえた上で、この6の中間見直しの方針をご説明いただいたところになります。データは細かいところはそれぞれご興味、ご関心もあって、いろいろなところをまだ見てみたいというところもあるかとは思いますが、基本的には計画の見直しが一番の目的になりますので、新しく付け加えた項目に必要なデータとして何か追加のものがあるか、もしくは項目として立てる新規の追加事項や言葉づかいも含めて大枠の今日のご意見をいただければと思います。大枠の今日のご意見をいただきましたところをもう一度精査させていただきまして、具体的には何を載せていくのか、書いていくのかということについては、次回以降検討していきたいということになっております。

では、ご意見をいただきたいと思います。初めに、一々また事務局から回答していただく時間がかかりますので、まず出していただいて、そして、その中から適宜関係するものをピックアップして回答いただけるところはしていただくかと思います。まずご説明いただきました部分、データのこと、もしくはこの項目のこと、中間見直しに関することについてご意見をいただければと思います。

東委員ですね。お願いします。

○東委員 先ほど皆様のご意見をお聞きしたときから少し考えていたこととお話しさせていただきます。

二葉委員から子育てひろばが子育ての支援の場として非常に有効であると御示唆いただいております。大変共感いたします。また、ワンストップで子育て支援を進めていく、そういう拠点が必要だといったご意見等を含めると、この子育てひろばの役割は非常に大きいのかと感じております。

私からお聞きしたいことは、今回の児童福祉法、地域福祉支援計画を踏まえてこの追加・修正というように、地域における包括的な支援体制の整備に言及していくと書かれているのですけれども、そのベースに、障害児に関することと言いますと、発達障害の支援施策についての内容が含まれてくるでしょうか。具体的に言いますと、厚労省の発達障害児の支援施策についての地域連携に関する合同会議があったかと思います。その資料を手元に持っているのですけれども、その中に巡回支援専門員整備事業というものがございまして。これを私は発達障害の専門であるので特に注目しているのですけれども、発達障害の専門家等を、保育所や放課後の学童クラブのことだと思うのですが、学童クラブなど、あと親の集まる施設へ巡回させる。どういう専門家を巡回させるかという点、私も公認心理師でもあり臨床発達心理士でもあるのですけれども、あとは言語聴覚士であるとか、保育士であるとか、そういった発達障害の専門家を巡回させる事業を整備していく方針が立てられています。ペアレントプログラムなどを実施していくと、非常に具体的な施策が述べられているのですけれども、これは発達障害のほうで進めていく事業だということで、ここでは議論せずにはここでは必要ないということではなく、そういったところで進んでいる経過についても触れていただく機会があると、非常に先ほどのワンストップで支援していくという私たちの方向性に近づいていくのではないかと思いますので、意見させていただきます。

○山本会長 ありがとうございます。

発達障害も含めた障害児への対応ですね。地域の福祉計画の見直しも含めて反映させるということであればということで、その巡回支援というところなどについての項目について入れてはどうだろうかというご意見だったと思いますので、また後ほど回答いただければと思います。

成川委員、どうぞ。

○成川委員 見直しについて細かいところは次回ということだったので、意見を述べさせ

ていただきたいと思います。

目標3の「放課後の居場所づくり」を「子供の居場所づくり」にタイトルを変えて、子供食堂や子供の居場所の創設などに言及すると書いているのですが、現時点での支援計画だと「放課後の居場所づくり」というところは学童クラブと放課後子供教室について書いていて、それを増やしていったりしますよというのと、職員の研修についても書いてあるのですけれども、今回「子供の居場所づくり」ということで、学童と放課後子供教室のほかに子供食堂や子供の居場所というのも同列で書かれることになるのかと思うので、その部分の質の向上というか確保というのも明記していただけたらと思います。子供食堂はよりどころになっていると思うのですけれども、ただ増やせばいいという問題でもないで、様々な問題を抱えている食堂や居場所もたくさんあるので、そういうところの質の確保も踏まえた上で計画を策定していただけたらいいと思います。

もう一つ、私も子育てひろばを自分でやっているのですけれども、民間の本当に地域で公会堂とかでやっているような子育てひろばもたくさんあるので、そういうところも支援していただけたらうれしいと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、志村委員、お願いします。

○志村委員 都民委員の志村です。

広い視点でということなので、1つ感想というか意見と、質問させていただきたいと思います。

資料5の1ページからを見て、感想なのですけれども、たくさん今年度も調査をするのだと思いました。実は今年度、私のところにも東京都さんからの調査が来ていて、以前にも似たような調査を受けて、今年度受けたものとの違いでいいなと思ったのが、今年度からスマートフォンなどで簡単にQRを読み込んで、それこそ5分、10分で簡単に回答できるような形になっていたのです。いろいろな調査をするに当たって一番私が望むのは、サイレントマジョリティーと言われている特に声を上げないけれどもいろいろ思っている方々の声を吸い上げてきちんと反映するというのが必要かと思うのです。ですから、たくさん調査をされるに当たって、いろいろとそういった工夫をされて、今後も回答率を上げたりだとか、ふだん面倒くさいから特に意見がないからいいやという方の小さな意見も拾っていただけたらいいなと思いました。

今回の見直しは法に基づく中間見直しなので、資料6の「見直しの視点」にある1番とか5番だとか、そういったほかの計画だとか法の反映ももちろん必要だと思うのですけれども、もうちょっと素人目線で見たときに、この時期に見直しをするという意味は、コロナの影響を反映するのだろうというところを期待すると思うのです。ですから、全体的に見るときに一つ一つ丁寧に見ていくのも大切なのですけれども、その背景として

必ずコロナの影響がどこかにあるねと。そのコロナの影響を見逃すのではなくて、その代わりになるものだとか、先ほどどなたかがおっしゃったのですけれども、そのときにできなかったものを今後どうキャッチアップしていくのか、そういった視点でも見直しは重要になってくるかと思えます。その中で1つ質問だったのですが、コロナでそういった保育サービスだとか保育の利用とか希望の変化を見るに当たって、コロナの影響における働き方の変化は非常に大事なポイントだと思うのですが、そういった調査だとかデータというのは、たくさんあって私が見つけれなかったかもしれないのですが、どこで把握していくのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ご質問の部分はまた答えていただくということで、今で言うと多分コロナの影響においてオンライン会議が増えたとか、在宅が増えたとか、短時間とかのいろいろな働き方の変化を、この計画の見直しのところではどこで反映するのかというところですね。ありがとうございました。

安部委員、お願いします。

○安部委員 安部です。

1点簡単な質問なのですが、この見直しに当たって本計画でいう子供の定義が何なのかを確認させてください。といいますのは、この「見直しの視点」の1番目に「東京都子供・若者計画」が入っているのと、「その他」のところに「こども家庭庁設置法による影響を注視」とありまして、こども基本法の中では子供を「心身の発達の過程にある者」と定義していて、年齢で区切っていません。改めてこの見直しをする際に子供を18歳未満で考えていいのかどうか、ご回答をお願いできればと思います。

以上です。

○山本会長 この計画での子供の対象ということですね。ありがとうございました。

矢島委員、お願いします。

○矢島委員 私も今回の見直しにおいて、コロナの影響ということで対策を明確に打ち出したいと強く思います。もちろん働き方の影響とかもあるのですが、今回の点検で見えてきた中でも明らかに状況が悪化しているものがあることが把握できていますし、もともと不登校の問題などは不登校率を下げるという目標であるにもかかわらず、ほとんど下がっていない中で、今度は上がってしまっているのが、かなり危機的状況だと思うのです。そういう緊急的に危機的な状況であることをしっかりと行政が受け止めていて、それについて検討して対策を打ち出していますというメッセージが、このコロナの2年間であまりにも弱いと思っていて、それが当事者たちを非常に絶望させる原因の一つにもなっていると思うので、この点検で見えてきている本当に子供なり子育て家庭なりの緊急事態的な影響ですね。そこに対して都はどのように向き合うのか、緊急対策として何をやるのかということ、きちんと計画として打ち出したいと思っています。

ネガティブなことだけではなくて、先ほどからお話にあるように、働き方の面で男性の働き方が変わってくることで、評価データの中でも、家族と子供とのコミュニケーションみたいなところで、男性は増えているみたいなデータもあったかと思います。子供と過ごす時間が平日で増えているというデータがあって、ということは、この機を捉えて男性の育児を地域で後押していくギアをひとつ上げるきっかけにできると思うのです。そういうメッセージの打ち出し方もあると思います。ここ10年ぐらい企業でダイバーシティーを推進していった中で、逆に地域が遅れているという問題が表面化、そのギャップで進めにくいというのは企業側からの声でもあるのです。男性が育休を取ったり子育てしていることに対する子育て関係者の理解とか、地域の人たちの見目とか、そういうところが追いついていかないとか。性的マイノリティーの方の問題も、企業はハラスメントをしてはいけないと法律で縛られているけれども、でも、地域は一向にそういうことは理解が進んでいなかったり、法的対応も進んでいないというような、そういうギャップで結構問題も生じています。コロナの影響を踏まえここ一番子育て家庭あるいはもうちょっと広くダイバーシティーについてギアを上げるきっかけにするといったあたりも、プラスの面として整理して打ち出してはどうかと思っています。

以上です。

- 山本会長 先ほどもありましたけれども、コロナの影響はポジティブにもネガティブにもいろいろな状況がありますが、もっと真っすぐきちんと受け止めた形で見直しをしていったらどうかというご意見かと思いますが、例えばやりようすると、この「家庭をめぐる状況」に「コロナ禍における変化」みたいなものを1つ立てるとか、そのようなことでも考えられるかと思いますが、また事務局とも相談して検討していきたいと思います。ありがとうございました。

では、河邊副会長、松原委員でお願いします。

- 河邊副会長 簡単などころから、資料6の4ページの目標2のところなのですが、4番の「就学前教育と小学校教育との連携」とありますが、幼稚園、保育園、こども園と小学校という施設間のことを「連携」といって人的な交流などが入る。「教育」というところにカリキュラムの問題も入りますので、「連携」ではなくて「接続」だと思います。文科省は幼保小の架け橋プログラムをまとめましたけれども、交流活動の活性化どころではなくて、その先のカリキュラムの接続のことまで考えて報告書をまとめておきますので、ここは「接続」のほうが正しいような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

- 山本会長 ありがとうございました。これについても回答いただきます。

では、松原委員、どうぞ。

- 松原委員 最近子供たちとか子供を持つ親の方とお話すると、子供たちが学習する場がないと言うのです。そういった部分を設けてもらいたいということで、図書館であれば閲覧室とかそういったところで学習するのでしょうかけれども、これもあまり多くの

方々が学習できる場所でもなく、時間制限も出てしまうということもあります。狛江市では、今、公民館の部屋を学習する場として提供をしております。もう一方で、新しい図書館をつくる時に子供たちが学習できる場所を要望されていますので、その中でもつくっていかうということ考えているところですが、この3章の目標の中で「子供の居場所づくり」というものはありますが、この「子供の居場所づくり」ではないと思うのです。子供たちが率先して学習ができる場所とか、そういう部分については、この目標の中でどこか当てはまるものがあるのか、新たに何らか設定をしていかなければいけないのか、この辺も議論をいただければと思います。

○山本会長 学習する場の提供ということですね。こちらは非常に大事だと思いますので、確かに居場所ということではなくて、前向きに夢を見たり勉強したりという学びの場ということですね。大事な視点かと思っておりますので、意見としていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、どうでしょうか。そろそろ事務局に回答していただこうかと思うのですが、もしどうしてもという方がいらっしゃいましたら手短かにいただければと思います。

手短にお願いします。

○今野委員 第3章の目標2の幼児教育・保育の充実のところなのですが、注目すべき一番大きなデータで就学前人口がすごく減っていて、待機児童もすごく減っていてという中で、今まではどうしてもこの「保育サービスの充実」に関しては量の話が一番メインだったと思うのですが、これからは質の話に変えていくという中で、このデータですね。資料5の3ページのところですが、「保育サービスの状況」のデータの中で、保育士に関するデータがずっと古い30年のデータのまになっているのです。保育の質を考える場合は保育士の話はとても重要なので、この保育士さんたちのいろいろな状況調査をぜひ最新のデータとして提供していただきたいです。今後いつ調査をやる予定があるのかも含めて教えていただければと思っています。お願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

ご指摘いただいたデータは資料5のデータでいいですか。

○今野委員 資料5の3ページにあります「(3) 保育サービスの状況」の「ウ 保育士」の図表57、58、59、この辺りです。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。

では、いくつかありましたので、質問の回答をお願いします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 まず、安部委員からご質問のありました、この計画における子供の定義というところにつきましてご回答させていただきます。本計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく法定計画ということがありまして、法律上の子供の定義は18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものとされておりまして、原則としてはこれで考えておりますけれども、東京都ではこども基本条例その他の施策の実施に当たりまして、必要に応じて施

策の対象とする範囲を定めるとしておりますので、先ほど説明した原則をベースに柔軟に設定をして考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほかはご回答いただける場所はありますか。

○秋田教育庁教育政策担当部長 教育庁でございます。

河邊委員から御指摘のありました目標2の「就学前教育と小学校教育の連携」、「連携」よりも「接続」のほうがいいのではないかということなのですけれども、現行の計画でもタイトルは「連携」にしてあるのですが、中身の説明を見ると小学校教育との円滑な接続をするのだということを目的に掲げていますので、「接続」のほうがいいということであれば検討したいと思います。表現を実際に変えるかどうかは事務局と相談したいと思いますけれども、内容的には支障はないかと思っております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課でございます。

先ほど実態調査の時点が少し古いのではという御指摘をいただきました。今年度、保育士実態調査の実施年に当たっております。こちらの計画が出来上がるときには最新のデータが反映できようかと思っておりますので、その旨ご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○山本会長 適宜新しくアップデートしていくところですね。ありがとうございます。

ご質問としては、先ほど志村委員からコロナの影響によつての働き方の変化はデータとしてどこで読み取れますかというところがあったのですけれども、ありますか。もしまだ入れていないというところであれば、今回新規項目として働き方があれば、ただ、インターネット調査のところでいくつかあったかという記憶もありますので、もう一度確認をしていただいて対応を考えたいと思います。よろしいでしょうか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 はい。

○山本会長 では、志村委員、よろしく願いいたします。

そのほかの質問としては、あとはご意見をいただいたかと思うのですが、最初に東委員から出していただきました発達障害児への対応について計画でどのように扱っていくのかといった考え方、もしありましたらお答えいただけますでしょうか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

今も体系図をご覧くださいますと、「障害児施策の充実」の中で、発達障害等に関する計画ですとか事業等幾つか位置づけております。何をどこまで載せるかということにつきましては、引き続き取り上げていくという方向で調整をさせていただきたいと思

ております。よろしくお願いいたします。

○山本会長 子育てひろばとか福祉のほうのいろいろな政策とリンクしながら先ほどの巡回員の話とかも入れていければ、今後検討させていただきたいというところかと思えます。決して省くとか対象にしないというわけではないというところは共通理解でいたいと思えますけれども、東委員、どうでしょうか。

○東委員 ありがとうございます。

具体的な指標としては「巡回支援専門員」という名称で配置される人数は把握できるのではないかと思いましたので、その辺りのデータを都でも把握して報告していただけるとありがたいと思いました。

第2期のこの総合計画の152ページの一番上に似たような内容が書かれていて「相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター」、その後「心理専門支援員等の専門職の配置を支援します」と書いてあるのですが、これとはまた若干違うのです。そこに配置するというものではなく巡回という意味で、保育園であるとか、学童保育であるとか、今まで障害児施設で行っていた相談であったりとか、そういったことを通常の子育ての現場で行うようなシステムをつくっていくという考えになりますので、この辺りは区別してご報告いただけたらありがたいです。ありがとうございます。

○山本会長 今、手が挙がりました。どうぞ。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課でございます。

巡回指導に関しては、今、私たちの把握しているところでも多くの区市町村で臨床心理士などが保育所に巡回指導を実施しているということは把握しております。巡回指導を今後より一層、気になる子などの対応にもしっかりと反映できるように、私たちも必要な取組はしていきたいと思っております。今回の計画の中でどう位置づけるかについては、また障害の部門ともしっかりと連携しながら確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

次回この細かいところがまた出てくると思っておりますので、そののところにどのような形で取り組むかについて、またご意見いただければと思います。

そのほか質問はなかったかと思うのですが、いかがですか。

事務局ですね。どうぞ。

○青山福祉保健局少子社会対策部事業連携担当課長 前半で確認させていただきと申し上げた点でお答えしてもよろしいでしょうか。

○山本会長 お願いします。

○青山福祉保健局少子社会対策部事業連携担当課長 吉田委員からご質問のあった資料4の2ページ目の両親学級の受講率の件でございます。ダイレクトにお答え申し上げますと、記入要領上、オンラインについて触れておらず、入っている可能性もあるというところが正確でございます。一方で、区市町村の母子保健の現場の皆さんはコロナ禍で工

夫されながら事業を進められていて、両親学級につきましてもオンラインも取り入れられていることを把握しております。特にこの資料にあります令和2年度よりも令和3年度のほうが進んでいる印象でございます。決して多くはございませんが、進んでいるかと思っています。令和2年度のこの数字でございますけれども、中止もあったと聞いていますが、工夫として1回当たりの人数を減らして実施されたところが多かったと聞いております。その分、回数を増やしてされているところもありましたが、限度もあるということで、相対としてこの分子の受講数が減って受講率が減ったと考えております。

以上でございます。

○山本会長 吉田委員、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、また事務局からありますか。

では、少し駆け足で大変申し訳ございませんが、本日のこの検討事項2につきましては、今、頂戴しました意見に加えまして追加でもしあるようであれば、書面でお出しただいて次回に反映していくことは可能ですので、よろしくお願いいたします。

最初の岩崎委員と二葉先生の意見へのお答えを、別途、お願いします。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 事前に頂戴しました岩崎委員、二葉委員からのご意見につきまして、保育支援課から回答申し上げます。

岩崎委員からは、委託費、それから、処遇改善の加算が保育士の処遇にしっかりつながるよというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、国の処遇改善等加算におきましては加算額以上の賃金改善が必要であるということが要件となっております。区市町村でも保育所等からの実績報告の中で賃金改善の状況を確認しておるところでございます。また、都ではさらに独自に保育士等のキャリアアップに向けた取組を支援していくために、保育士等キャリアアップ補助金を実施してございます。本事業では保育士等のキャリアアップや処遇改善等が着実に図られるように、事業者に対しまして職責や職務の内容等に応じた賃金体系の届出や賃金改善の実績報告などの提出を求めるとともに、施設運営の透明性を確保するため、財務情報の公表などを補助要件としておるところでございます。しっかりつなげる仕組みについて確保しているところでございます。

もう一つ、様々なお給料であるとか仕事量、労働時間等についての課題にどう対応しているのかというところもご質問にございました。給料につきましてはご説明したとおりになりますけれども、仕事量、労働時間等につきましては、都はICT専門人材を活用した業務の改善、それから、補助金の申請のデジタル化等によりまして、保育所等における事務負担の軽減を支援しておるところでございます。また、保育士の負担軽減のために、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育支援者として雇用して、保育に係る周辺業務や園外活動等の見守り等に活用する取組ですとか、保育資格を持たない短時間勤務の保育補助者を雇用して、保育士の補助業務に活用する取組を支援しているところでございます。

続きまして、二葉委員からの認定こども園に関するご意見に対しましてご回答いたします。認定こども園は幼児教育と保育を一体的に行うとともに、子育て支援事業を行う施設となっております。区市町村は、地域の実情に応じて、認定こども園を含む多様な保育サービスを組み合わせて整備しているところでございます。都はこうした区市町村の取組を支援しておりまして、令和4年4月1日現在の認定こども園の数は、計画の目標値161か所に対しまして167か所が設置されております。このうち幼保連携型は、目標値39か所に対しまして45か所が設置されておるところでございます。引き続き多様な保育サービスの拡充に取り組む区市町村を積極的に支援してまいります。

回答は以上になります。よろしく願いいたします。

○山本会長 ありがとうございます。

書面でいただきましたご質問でしたので、まとめて回答いただきました。これに対してもご意見やいろいろあるかとは思いますが、引き続きまして項目の検討をするときに新しく入れ込めるものがあれば入れ込んでいきたいと思っておりますし、引き続き東京都だけではできないこともありますので、そのことについては啓発や国に対して申し立てていくことも含めて考えていきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

では、大変不手際で時間を超過してしまいました。最後、報告事項として「子供の意見を聴く取組について」のご報告をしていただきます。前回会議で報告がありました子供の意見を聴く取組ですが、子供の居場所インタビュー調査について、事務局と相談して、委員のうち学識経験者の方と公募委員の方に私からお声がけをしまして、ヒアリングをオンラインで行いました。その内容について事務局から報告をいたします。よろしく願います。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 そうしましたら、最後、資料7を御覧ください。前回の会議でたくさんご意見をいただきました子供の居場所インタビュー調査についてです。

今、会長からもお話しいただきましたとおり、たくさん意見をいただきましたので、別途ヒアリングを実施いたしまして、留意点につきまして様々ご意見をいただきましたので、それを仕様に盛り込むなどしてきちんと担保できるように反映しております。

いただきましたご意見について、反映した部分について簡単にご報告をさせていただきますと、一番下段の枠の中にありますとおり、まず質問項目や子供たちに配付する資料については、事前にきちんと相談を都ともしていただきたいということ。また、フリースクールなど不登校児を調査の対象にすること。それから、全ての子供が何らかの問題を抱えている可能性もあるので、インタビューの実施場所は幅広く選定するようという留意事項を盛り込んでおります。また、調査に当たり、子供たちに不利益を生じないよう、マニュアルの用意や子供の権利を守るためのルールを調査に当たってもきちんと定めておくこと。また、グループのインタビューだけでなく必要に応じて個別のインタビューとすること。それから、実施状況を確認するために、必要に応じて都職員ま

たは子供・子育て会議委員が同行する可能性があることを仕様に盛り込みまして、これを調査の大枠として実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

資料7にまとめていただきました。これからいろいろまた調査を行っていただいて、その結果などについても、また、実施についても適宜御相談いただけるようにしていただきましたので、こちらからもまた確認をしていく機会を得られたらと思います。よろしくをお願いします。

このことについて何かコメントはありますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、本日もお忙しい中をどうもありがとうございました。

次回の候補日でございますけれども、既にお伝えさせていただいておりますとおり、10月27日木曜日の10時から第24回の全体会議を開催させていただく予定であります。

それから、本日の配付資料につきまして、非常にボリュームもございますので、お持ち帰りいただいても結構ですし、机の上に置いていただければ後日郵送させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山本会長 ありがとうございました。

初めてのハイブリッドでなかなかうまくいきませんでした。活発にご意見をいただけたかと思っております。今後はもう少しスムーズになるように努力いたします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後4時06分

閉 会